

政策調整会議の概要

開催日 令和元年5月10日（金）

◎項 目

- 1 各部局等の時間外勤務の状況について【総務部】
- 2 本会議及び委員会において留意すべき事項について【総務部】
- 3 各部局等の主要な取り組みについて【各部局等】

◎内 容

1 各部局等の時間外勤務の状況について【総務部】

総務部より、各部局等の時間外勤務の状況について説明及び協議が行われた。

（総務部）

昨年度の時間外勤務について、累計で見ると増加となった。昨年は災害が多く発生し、長期にわたる災害への対応などが要因と考えられ、本庁のみならず出先機関の時間外勤務も増加している。本年4月からは、働き方改革の一環として時間外勤務の上限も設けられたことから、課長会などで時間外勤務縮減に向けた意識を共有していただきたい。

他律的部署の指定を受けていない部署において、対象職員の部署で他律的業務が過半数を占めている、業務の平準化を実施しているなどの項目に該当する場合は、年度途中でも指定の対象となる。時間外勤務の実績が30時間を超えた時点で各課の状況を確認し、必要に応じて指定の協議を行っていただきたい。

また、職員の健康保持と公務能率等の向上のための早出遅出勤務を試行している。幹部職員においては、同制度を率先して活用するとともに、職員にも積極的に活用するよう周知をお願いする。

2 本会議及び委員会において留意すべき事項について【総務部】

総務部より、本会議及び委員会において留意すべき事項について説明及び協議が行われた。

（総務部）

本会議場や委員会室は、敬意を表すべき公式な場であることを改めて認識し、入退室時の一礼を敢行するとともに、「礼を失する行為」は厳に慎むよう徹底していただきたい。また、本会議への出席者や委員会における説明・答弁者は、クールビズ期間中であっても入退室時には上着を着用することとあわせ、同席者についてもポロシャツや作業着、スニーカー等の服装は慎むこと。加えて、携帯電話等の電子機器については本会議場への持ち込みが禁止されていることから、再度徹底をお願いする。

また、本会議や委員会で説明や答弁を行う説明員は、事前の十分な勉強と資料の準備を行うよう、部内への周知・徹底をお願いする。

3 各部局等の主要な取り組みについて【各部局等】

総務部が取りまとめた各部局等の主要な取り組みに関する資料を配付のうえ、各部局等による概要説明があった。

<主な協議の概要>

○第 61 回南海トラフ地震対策推進本部会議について

(危機管理部)

5月31日に「南海トラフ地震対策推進本部会議」を開催する。

本部会議では、各部局から、南海トラフ地震対策の取り組みの全体像や重点的に取り組む項目のほか、各部局との連携が必要な項目、行動計画で取り組む10の重点課題に対応する項目等を中心に説明をしていただく。また、地域本部の動きについては、各地域本部長から説明を行う予定である。

○東部在宅歯科連携室の開所式について

(健康政策部)

5月9日(木)に安芸市総合社会福祉センターにおいて、東部在宅歯科連携室の開所式を行った。地域包括ケアシステムを推進する上において、在宅歯科は非常に重要なものと考えている。歯科連携室は、これまで高知市と四万十市にはあったが、県歯科医師会の協力を得て東部地域にも開所したものである。

○産業振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する市町村長との意見交換会について

(産業振興推進部)

今年度は第3期産業振興計画の最終年度にあたることから、現計画の取り組みに対する市町村の評価や次のステージに向けた意見などを聴くため、市町村長との意見交換を4月22日から6月7日まで実施する。既に16市町村で実施し、各市町村からは様々なご意見をいただいているところ。各部に関係するような意見や要望については、フィードバックをさせていただく。

また、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部、商工労働部、観光振興部には、5月下旬から8月初旬にかけて、地域団体や事業者との意見交換の実施をお願いしているところであり、それぞれ準備をお願いする。